

保医発 0227 第 6 号
令和 8 年 2 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 8 年 3 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 6－19（6）を次のように改正する。

（1）～（5）略

（6） 「注 2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B 0 1 1－5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には（2）

から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査

ク胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査

シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査

(7)略

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-27(11)の次に次を加える。

(12) HER2遺伝子検査（大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの）

HER2遺伝子検査（大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの）は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査（大腸癌に係るもの）の所定点数を準用して算定する。

(13) ESR1遺伝子検査（乳癌に係るもの）

ESR1遺伝子検査（乳癌に係るもの）は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査（大腸癌に係るもの）の所定点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 0 6－18 (略) D 0 0 6－19 がんゲノムプロファイリング検査 (1)～(5) (略) (6) 「注 2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B 0 1 1－5」に掲げるが	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 0 6－18 (略) D 0 0 6－19 がんゲノムプロファイリング検査 (1)～(5) (略) (6) 「注 2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B 0 1 1－5」に掲げるがん

ゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14 遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査

ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査

シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査

(7) (略)

D006-20～D006-26 (略)

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)

(1)～(11) (略)

(12) HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係る

ゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14 遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査

ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

(新設)

(新設)

(7) (略)

D006-20～D006-26 (略)

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)

(1)～(11) (略)

(新設)

<u>もの)</u> <u>HER 2 遺伝子検査 (大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの) は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、本区分の「7」HER 2 遺伝子検査 (大腸癌に係るもの) の所定点数を準用して算定する。</u> <u>(13) ESR 1 遺伝子検査 (乳癌に係るもの)</u> <u>ESR 1 遺伝子検査 (乳癌に係るもの) は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、本区分の「7」HER 2 遺伝子検査 (大腸癌に係るもの) の所定点数を準用して算定する。</u> D 0 0 6 -28～D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	(新設) D 0 0 6 -28～D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
--	---